

別海町農業委員会議事録

(令和5年3月27日)

-
- 開催日時 令和5年3月27日(月)
午前10時00分から午前11時00分
- 開催場所 別海町役場 4階 議場
- 議事日程
- | | | |
|--------|-------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 報告第1号 | 農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について |
| 日程第 2 | 報告第2号 | 農地法第5条の規定により農地転用許可後の事業完了届について |
| 日程第 3 | 報告第3号 | 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 4 | 議案第1号 | 農地法第5条の規定による許可の取消について |
| 日程第 5 | 議案第2号 | 農地法第18条の規定による賃貸借の解約について |
| 日程第 6 | 議案第3号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 日程第 7 | 議案第4号 | 別海町農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 8 | 議案第5号 | 現況証明願いについて |
| 日程第 9 | 議案第6号 | 令和5年度最適化活動の目標の設定等について |
| 日程第 10 | 議案第7号 | 別海町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正について |
| 日程第 11 | 議案第8号 | 別海町農業委員会個人情報の保護に関する法律施行規程の制定について |

○出席委員（24名）

会 長 27番 小野 榮 一
会長職務代理者 26番 信夫 重 勝

1番	及川 哲夫	2番	山崎 茂
4番	市川 義晴	6番	藤田 浩
7番	中洞 薫	8番	加藤 真
9番	中島 友子	10番	大内 敏
11番	芳賀 均	12番	大中 繁
13番	小島 敏	14番	中羽 健
15番	加藤 和	16番	内藤 宏
17番	阿部 浩	18番	内藤 井
19番	木幡 誠	21番	山田 良
22番	押田 賢	23番	林武 新
24番	伊藤 一	25番	竹花 吉

○欠席委員（2名）

5番 石毛 剛 20番 浦山 宏 一

○農業委員会事務局出席職員

事務局 事務局長	内山 宏
総務担当 主幹	椋木 直人
農地調整担当 主査	山下 真弘
農地調整担当 主任	川原 浩貴
農地調整担当 主事	齊藤 一真

○傍聴人（0名）

○議事録署名委員

17番 阿部 浩 18番 藤井 実

次の記録は、農業委員会等に関する法律第27条の規定により会議の記録を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

議 長 小 野 榮 一 ⑩

議席1.7番 阿 部 浩 ⑩

議席1.8番 藤 井 実 ⑩

◎開会宣言

○事務局（内山事務局長）

定刻になりましたので、小野会長に御挨拶をいただき総会を始めさせていただきます。

○小野会長

皆さんおはようございます。

（会務報告がある）

本日は報告3件、議案8件ですので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

それでは、ただいまから第34回農業委員会総会を開催いたします。

ただいま出席している委員は24名でございます。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開催させていただきます。

なお、欠席委員につきましては5番石毛委員、20番浦山委員です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

始めに議事録署名委員を会議規則第19条の規定により議長において指名いたします。17番阿部委員、18番藤井委員。以上2名を指名しますので、よろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。

◎日程第1 報告第1号

○議長（小野会長）

日程第1 報告第1号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（山下主査）

報告第1号、農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について。次の者から先に農地法第4条の規定により許可を受けた事業が完了した旨の届出があったので報告する。

本件につきましては、令和3年度及び令和4年度農地転用許可を行った案件につきまして、令和5年2月22日及び3月1日に現地調査を行ったものであります。内容につきましては、申請時における計画どおりですので、申請者、内容、事業完了年月日のみの朗読とさせていただきます。

第1号、申請者、[]番地の[]、[]。内容、住宅外、計[]㎡。事業完了年月日、令和4年11月15日。

第2号、申請者、[]番地の[]、[]。内容、従業員住宅外、計[]㎡。事業完了年月日、令和4年8月30日。

第3号、申請者、[]番地の[]、[]。内容、育成舎外、計[]㎡。事業完了年月日、令和4年9月15日。

第4号、申請者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。内容、住宅外、計[redacted]m²。事業完了年月日、令和5年1月31日。

第5号、申請者、[redacted]番地[redacted]、[redacted]。内容、牛舎外、計[redacted]m²。事業完了年月日、令和5年1月31日。

第6号、申請者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。内容、倉庫外、計[redacted]m²。事業完了年月日、令和4年11月30日。

第7号、申請者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。内容、住宅外、計[redacted]m²。事業完了年月日、令和4年12月26日。

第8号、申請者、[redacted]番地の[redacted]、[redacted]。内容、乾乳舎外、計[redacted]m²。事業完了年月日、令和4年9月10日。

以上で報告第1号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、報告第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては完了届の案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。ここで、報告第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第1号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第1号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第2 報告第2号

○議長（小野会長）

日程第2 報告第2号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（山下主査）

報告第2号、農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について。次の者から先に農地法第5条の規定により許可を受けた事業が完了した旨の届出があったので報告する。

本件につきましては、令和4年度に農地転用許可を行った案件につきまして、令和5年2月22日に現地調査を行ったものであります。内容につきまして

しては、申請時における計画どおりですので、申請者、所有者、内容、事業完了年月日のみの朗読とさせていただきます。

第1号、申請者、[]番地の[]、[]。所有者、[]番地の[]、[]。内容、スタックサイロ、[]m²。事業完了年月日、令和4年8月30日。

第2号、申請者、[]番地、[]。所有者、[]番地の[]、[]。内容、スタックサイロ外、計[]m²。事業完了年月日、令和5年2月2日。

以上で報告第2号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、報告第2号の事務局説明が終わりました。この案件につきましても完了届の案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。ここで、報告第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、報告第2号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、報告第2号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第3 報告第3号

○議長（小野会長）

日程3 報告第3号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

報告第3号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について。次の者から農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出があったので報告する。今月は8件の報告がありました。農地法第2条に基づく事業要件、構成員要件、役員要件の全てを満たしております。そのほかの法人名、決算期等につきましては記載のとおりですので朗読を省略させていただきます。

以上で報告第3号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

報告第3号の事務局説明が終わりました。この案件につきましても法人の定期報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。それでは報告第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(小野会長)

なしということですので、報告第3号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長(小野会長)

異議なしということですので、報告第3号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第4 議案第1号

○議長(小野会長)

日程第4 議案第1号「農地法第5条の規定による許可の取消について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局(山下主査)

議案第1号、農地法第5条の規定による許可の取消について。令和4年2月28日開催の第21回別海町農業委員会総会において決定、令和4年3月16日に許可をした農地法第5条の規定による次の農地転用について、申請者より取消願の提出があり審査をした結果、農地転用許可を取り消すことが適当かつやむを得ないと認められるので許可を決定する。

本件につきましては、令和4年2月28日開催の第21回別海町農業委員会総会において決定、令和4年3月16日に許可をした農地法第5条の規定による農地転用につきまして、申請者より取消願の提出があったものであります。内容につきましては、申請時における計画通りですので、計画内容、所有者、転用者、許可年月日、取消の理由のみ朗読させていただきます。

第1号、計画内容、育成舎外、計 [] m²。所有者、 [] 番地の []、 []。転用者、 [] 番地の []、 []。許可年月日、令和4年3月16日。取消の理由、転用計画の中止。なお、取消理由の詳細につきましては、許可後の酪農情勢の悪化による経営規模拡大方針の見直しに伴い、施設建設の計画も中止することとなったものであります。

第2号、計画内容は前号と同文です。所有者指名、 [] 番地の []、 []。転用者氏名、許可年月日、取消の理由については前号と同文です。

以上で議案第1号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては許可取消しの案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。ここで、議案第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございますか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、議案第1号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野会長）

異議なしということですので、議案第1号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第5 議案第2号

○議長（小野会長）

日程第5 議案第2号「農地法第18条の規定による賃貸借の解約について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第2号、農地法第18条の規定による賃貸借の解約について。次の者から農地法第18条第6項に規定により提出された賃貸借の合意解約の通知について、同条第1項の規定による可否の決定を求める。本案は3件ございます。貸主、借主双方の合意により解約された通知であり、土地の引渡しの時期6か月以内に合意解約が成立しております。それでは朗読させていただきます。

第1号、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。解約する土地、[]—[]、[]m²。利用権の種類、賃借権。契約期間、令和5年1月1日から令和14年1月31日まで。合意解約成立の日、令和5年2月28日。土地の引渡しの時期、令和5年2月28日。

第2号、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。解約する土地、[]—外[]筆、計[]m²。利用権の種類、同上。契約期間、平成29年8月29日から令和9年8月28日まで。合意解約成立の日、令和5年3月3日。土地の引渡しの時期、令和5年3月6日。

第3号、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]

番地の、。解約する土地、－外筆、計 m²。利用権の種類、同上。契約期間、平成29年6月1日から令和9年5月31日まで。合意解約成立の日、令和5年3月3日。土地の引渡しの時期、令和5年3月6日。

以上で議案第2号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第2号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては合意解約の案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。ここで2号及び3号は番委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

（番委員 一時退席）

○議長（小野会長）

それでは、議案第2号の2号及び3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第2号の2号及び3号につきまして原案のとおり許可することに決定します。ここで委員に対する議事参与制限を解除します。

（番委員 着席）

○議長（小野会長）

議事を再開します。

それでは、議案第2号の1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第2号の1号につきまして原案のとおり

使用貸借により借り受けるものである。貸借期間、許可日から定めないものとする。

以上で議案第3号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第3号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。21番山田委員お願いいたします。

○21番 山田委員

はい、御説明致します。1号から4号の[]ですが、昨年8月に事業は停止しています。この度、[]の[]が3条により土地、施設の全てを売買することになりました。[]の代表の[]さんは[]年生まれの[]歳で、帯広農業高校卒業後[]に就職、その後[]に勤め、2019年7月に退職、8月に[]を設立して2020年1月から搾乳を開始しています。その間に[]に勤めていた4人も次々と参加して現在5人の役員と従業員数名を使って[]に2牧場、[]に1牧場の計3牧場で約600頭の牛を飼養しています。施設の改修に時間がかかるため4月に就農したいとのことで3条での売買となったものです。[]のロータリーパーラーの修理には約1億円程度かかるということからアブレストパーラーに施設を改修して150頭を搾乳し、生産抑制解除後に搾乳ロボット牛舎の建設を計画しているようです。農地単価については、ヘクタールあたり[]円で[]円、施設[]円、総額[]円程になります。ちなみに、[]の生乳生産枠は1,700トンということです。よろしく申し上げます。

5号ですけれども、[]が草地整備事業を行うことになったものの、その農地が個人名義のものだったことから法人に使用貸借して草地整備事業を受けるものです。よろしく申し上げます。

○議長（小野会長）

議案第3号につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第3号を原案のとおり許可することに決定します。

員。

第5号、利用権の設定を受ける者、
番地の、
。利用権を設定する土地、
外筆、計 m^2 。利用権の設定をする者、
番地の、。設定する利用権、内容、同上。始期、令和5年3月28日。終期、令和10年3月27日。借賃、年間円。調整委員、加藤和広委員、信夫代理。

次号から第8号までの利用権の設定をする者、次号から第10号までの始期、終期、調整委員については同文ですので朗読を省略いたします。

第6号、利用権の設定を受ける者、
番地の、
。利用権を設定する土地、
外筆、計 m^2 。設定する利用権、内容、同上。
借賃、年間円。

第7号、利用権の設定を受ける者、
番地の、
。利用権を設定する土地、
外筆、計 m^2 。設定する利用権、内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。借賃、年間円。

第8号、利用権の設定を受ける者、
番地の、
。利用権を設定する土地、
、計 m^2 。設定する利用権、内容、牧草畑として利用。借賃、年間円。

第9号、利用権の設定を受ける者、
番地の、
。利用権を設定する土地、
、
計 m^2 。利用権を設定する者、
番地の、
。設定する利用権、内容、同上。借賃、年間円。

第10号、利用権の設定を受ける者、
番地の、
。利用権を設定する土地、
、計 m^2 。利用権を設定する者、同上。設定する利用権、内容、同上。借賃、年間円。

第11号、利用権の設定を受ける者、
番地の、
。利用権を設定する土地、
外筆、計 m^2 。利用権を設定する者、
番地の、。設定する利用権、内容、同上。始期、令和5年3月29日。終期、令和10年3月28日。借賃、年間円。調整委員、羽石委員、加藤和広委員。

次号から第15号までの調整委員については同文ですので朗読を省略いたします。

第12号、利用権の設定を受ける者、
番地の、
。利用権を設定する土地、
外筆、計 m^2 。利用権を設定する者、
番地の、。設定する利用権、内容、同上。始期、令和5年3月28日。終期、令和9年8月28日。

借賃、年間 [] 円。

第13号、利用権の設定を受ける者、 [] 番地の []、 [] []。利用権を設定する土地、 [] [] [] 外 [] 筆、計 [] m²。利用権を設定する者、同上。設定する利用権、内容、牧草畑及び採草放牧地として利用。始期、同上。終期、同上。借賃、年間 [] 円。

第14号、利用権の設定を受ける者、 [] 番地の []、 [] []。利用権を設定する土地、 [] [] [] 外 [] 筆、計 [] m²。利用権を設定する者、 [] [] [] 番地の []、 []。設定する利用権、内容、同上。始期、同上。終期、令和15年3月27日。借賃、年間 [] 円。

第15号、利用権の設定を受ける者、 [] 番地の []、 [] []。利用権を設定する土地、 [] [] [] 外 [] 筆、計 [] m²。利用権を設定する者、 [] [] [] 番地の []、 []。設定する利用権、内容、牧草畑として利用。始期、同上。終期、令和10年3月27日。借賃、年間 [] 円。

以上で議案第4号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第4号の事務局説明が終わりました。それでは調整に当たられた委員の説明を求めたいと思います。利用権の設定の1号につきまして13番小島委員、2号につきましては11番芳賀委員、3号につきましては10番大内委員、4号につきましては25番竹花委員、5号から10号につきましては5番加藤和広委員、11号から15号につきましては14番羽石委員。

ここで5号から10号につきましては [] 委員、7号につきましては [] 委員に関する案件ですので、 [] 番 [] 委員、 [] 番 [] 委員につきまして農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

（ [] 番 [] 委員 一時退席）

（ [] 番 [] 委員 一時退席）

○議長（小野会長）

それでは7号につきまして15番加藤和広委員お願いいたします。

○15番 加藤和広委員

はい、5号から10号につきまして関連がありますので一括で御説明いたします。昨年の秋に [] さんが大ケガをされまして、急遽、休農することとなりました。調整の結果、 []、 []、 []、 []、 []、 []、 [] に5年間借りていただくことになりましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

ただいま、加藤和広委員から5号から10号まで一括で説明がありました。

まず、議案4号の7号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(小野会長)

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長(小野会長)

挙手なしということですので、議案第4号の7号につきまして原案のとおり許可することに決定します。ここで[]委員に対する議事参与制限を解除します。

([]番 []委員 着席)

○議長(小野会長)

議事を再開します。

ここで、[]委員には了解していただきたいのですが、加藤和広委員から5号から10号まで一括説明を受けましたので、再度の説明を省略してもよろしいでしょうか。

○[]番 []委員

はい。

○議長(小野会長)

それでは、議案第4号の7号を除いた5号から10号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(小野会長)

なしということですので、採決に入ります。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長(会長)

挙手なしということですので、議案第4号の7号を除いた5号から10号を原案のとおり許可することに決定します。ここで[]委員に対する議事参与制限を解除します。

([]番 []委員 着席)

○議長(小野会長)

議事を再開します。

それでは、1号につきまして13番小島委員お願いいたします。

○13番 小島委員

はい、[]さんと[]で9年間の賃貸を結んでおりましたが、[]

■さんから特例付加年金受給の要件を満たすために、議案第2号で解約した土地について契約期間を変更し、再度、■へ賃貸するものです。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして、2号につきまして11番芳賀委員お願いいたします。

○11番 芳賀委員

はい、土地自体は継続案件になります。借り手が3名いたのですが離農に伴う農地調整で、■さん一人でこの土地を借りることになりました。また、貸し手も相続に伴い名義が変わっておりますが、同じ条件で5年間の再契約となります。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして、3号につきまして10番大内委員お願いいたします。

○10番 大内委員

はい、■と■さんは今までも賃貸しておりましたが、期限到来による更新なのですけれども、今まで5年間の賃貸だったものを賃料は同じで今回から3年間での賃貸となります。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして、4号につきまして25番竹花委員お願いいたします。

○25番 竹花委員

はい、■と■さんですけれども、この案件も更新案件で同条件ですのでよろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして、11号から15号につきまして14番羽石委員お願いいたします。

○14番 羽石委員

はい、御説明いたします。11号ですが、更新案件で同条件での更新となります。12号から14号については、議案第2号で■さんが解約された畑で、残りの期間をそれぞれ隣接する■さん、■、■さんに借りてもらうものです。15号ですが、■さんが今まで育成の預託をやっていたのですが、機械の更新や維持費もかかることから、今回、家の周りの畑を賃貸するもので、隣接する■に調整したものです。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

議案第4号の委員説明が終わりました。それでは、議案第4号の5号から10号を除きまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入ります。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（会長）

挙手なしということですので、議案第4号の5号から10号を除いた案件を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第8 議案第5号

○議長（小野会長）

日程第8 議案第5号「現況証明願いについて」を議題に供します。
事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

議案第5号、現況証明願いについて。次の者から現況証明願いが提出されたので、北海道農地法関係事務処理要領第9の4の規定により証明する。

今月は2件の提出がありました。それでは朗読させていただきます。

第1号、所在、[]ー[]外[]筆、面積[]m²。利用状況、原野。所有者、[]番[]号、[]。

第2号、所在、[]ー[]、面積[]m²。利用状況、雑種地。所有者、[]番地の[]、[]。

以上で議案第5号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

はい、議案第5号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号につきましては、8番加藤真純委員。2号につきましては、1番及川委員。それでは、1号について加藤真純委員よりお願いいたします。

○8番 加藤真純委員

はい、説明させていただきます。この土地は[]さんという方が所有し営農していましたが、平成15年に亡くなりました。その後、新しい所有者がなかなか決まらなかったのですが、その間、兄弟であります[]の[]さんという方が代理で名目上管理をしておりました。平成25年に[]さんの娘である[]さんに相続が決定したのですが、[]さんが[]在住であること、農地のことは何もわからないということで、引き続き[]の[]さんが全てを任されており、[]のソバ農家に貸す等をしていましたが、借り手とのトラブルがあり、次第に利用されず荒れていったものです。現場を見たところ畑に戻すのも相当負担がかかるくらい原野化してしまっておりました。よろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

続きまして、2号につきまして1番及川委員お願いいたします。

○1番 及川委員

はい、説明いたします。この土地は[]さんの住宅周りです。現在[]が営農している隣になります。雑種地として見てまいりましたのでよろしくお願いいたします。

○議長（小野会長）

議案第5号の委員説明が終わりました。ここで議案第5号につきまして質疑を受けたいと思います何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第5号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第9 議案第6号

○議長（小野会長）

続きまして日程第9 議案第6号「令和5年度最適化活動の目標の設定等について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

議案第6号、令和5年度最適化活動の目標の設定等について。農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第37条の規定に基づく農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況の公表に当たり、次のとおり「令和5年度最適化活動の目標設定等」を策定する。

本議案説明前に農業委員会による最適化活動の目標設定についての基本的な考え方について説明させていただきます。

農業委員等が実施する最適化活動は、農地の出し手及び受け手の意向の把握、把握した意向を踏まえた農地のあっせん、農地の定期的な見回り等多岐にわたります。農業者の減少や高齢化が進む中、農業委員会は最適化活動を確実に実施することが重要であり、その透明性を確保することが必要となります。このため、農業委員会は令和4年度から毎年度3月末までに翌年度の最適化活動の目標を設定し、4月末までに公表するとともに、都道府県知事に報告するものとなっています。その後、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、毎年度、4月末までに設定した最適化活動の目標について、インターネット利用その他適切な方法で公表するとともに、都道府県知事に報告するものとなっております。

それでは議案について説明させていただきます。

本議案は、令和5年度の最適化活動についての目標を設定し、お諮りするものです。目標設定については、成果目標と活動目標の2種類となります。成果目標については農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進。活動目

標の設定については各農業委員等が最適化活動を行う日数、最適化活動を強化して実施する月、新規参入の促進のための相談会の参加となっております。

(1) 農地の集積についてですが、農業委員会において、農業委員会法第7条第1項の指針において令和5年度以降の農地の集積に係る目標を80%以上に設定している場合は、当該目標年度と当該目標集積率を目標として設定するものとなっております。本農業委員会におきましては、令和2年7月総会におきまして目標集積率を令和5年度に119%と設定しております。

(2) 遊休農地の解消についてですが、令和4年中に遊休農地は解消されたため、直近の利用状況調査により判明した遊休農地はありませんが、②目標におきまして、令和3年度の利用状況踏査における黄区分の遊休農地に対するものとなっているため、6.3ヘクタールの面積と黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針について記載しております。

次に、2最適化活動目標についてです。(1) 推進委員等の担当区域ごとの目標日数についてですが、1か月当たり6日と記載させていただいております。こちらにつきましては、これまでの活動日数の平均及び点検評価の点数が得られる最低基準の6日とさせていただいております。

次に活動強化月間の設定についてです。農業委員会は、毎年度、活動強化月間として3か月以上を設定することを目標として設定するものとされており、畑評価が始まる4月からあっせん会議が多く行われております6月までを活動強化月間とさせていただいております。

次に新規参入相談会への参加です。農業委員会は都道府県、市町村等が実施する新規参入相談会に1名以上参加することを目標として設定するものと記載されておりますが、こちらについては酪農研修牧場の入所式、修了式に参加しているため、その際の意見交換についてこちらを1回とカウントしております。

以上で議案第6号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第6号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては目標設定等に関する案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。それでは、議案第6号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第6号につきまして原案のとおり許可

することに決定します。

◎日程第10 議案第7号

○議長（小野会長）

続きまして日程第10 議案第7号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（山下主査）

議案第7号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について。別海町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を次のとおり改正する。

本議案につきましては、農業委員会等に関する法律第7条の規定に基づき平成29年7月31日に策定を行い、農業委員の任期である3年ごとに検証、見直しを行うことを規定しております。前回、令和2年7月31日開催第2回総会に諮り、議決を受けておりますが、この度、令和5年4月1日施行の改正農業委員会法において、令和5年4月1日の改正法施行日時点で改正法の内容を反映させた指針が制定されていなければならないため、改正案についてお諮りするものです。

改正内容については2点ございます。1点目は指針で定める事項に「地域計画」の目標を達成するための農業委員会の役割が追加となりました。そのため、32ページの第3「地域計画」の目標を達成するための役割についての部分につきまして文章を新規で追加しております。

2点目は、指針で定める事項について「目標の達成状況の評価方法」が追加になりました。具体的には遊休農地、担い手への農地利用の集積・集約化、新規参入などの進捗状況は、遊休農地の割合や集積率、参入者数により評価することとなりました。また、単年度の評価については「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとすることとなりました。このため、30ページの（3）遊休農地の発生防止・解消の評価方法、31ページの（3）担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法、32ページの（3）新規参入の促進の評価方法について文言を新規で追加しております。また、具体的な目標、推進方法等については農業委員の任期である3年ごとに検証、見直しを行っており、令和5年7月31日の総会にてお諮りする予定です。

以上で議案第7号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第7号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては指針の改正に関する案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。それでは、議案第7号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第7号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第11 議案第8号

○議長（小野会長）

続きまして日程第11 議案第8号「別海町農業委員会個人情報保護に関する法律等施行規程の制定について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（機木主幹）

議案第8号、別海町農業委員会個人情報保護に関する法律等施行規程の制定について。別海町農業委員会個人情報保護に関する法律等施行規程を次のとおり定める。

規程本文につきまして、議案資料にて説明させていただきます。

今回の規程の制定につきましては、個人情報保護制度の改正に伴い現行の規程を改めるものです。現行の法律につきましては国の行政機関、独立行政法人等はそれぞれ行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法で所管が総務省、民間業者につきましては個人情報保護法で所管が個人情報保護委員会、地方公共団体におきましては個人情報保護条例を各自自治体が制定し、地方公共団体が所管となっております。これらの保護制度が4月から改正され、新しい個人情報保護法として一本化となります。それに伴い、現在、別海町が制定しております個人情報保護条例が改正となりますので、町の条例規則を準用している農業委員会の規程を改正するものです。

次に（9）別海町個人情報保護条例施行規程とありますが、こちらが農業委員会に適用している現在の規程になります。内容としましては、別海町個人情報保護条例と別海町個人情報保護条例施行規則、これらの規程の例によるというのですが、この条例規則が改正となりまして新しく別海町農業委員会個人情報保護に関する法律等施行規程として別海町の条例のほかに、個人情報の保護に関する法律及び別海町個人情報の保護に関する法律施行条例、この他、別海町個人情報の保護に関する法律等施行規則、これらの例により農業委員会は個人情報の保護に関する手続きを行うという内容となっております。内容につきましては法律の部分ですべて記載されていないもので、開示請求の手続きや料金の設定等、細かいところを補完する意味で設定した内容が町の条例規則となっておりますので、農業委員会としましては町の既

存の規則を準用するような内容の規程を改めることになっております。今回の規程の制定に伴いまして、別海町個人情報保護条例施行規程は廃止するというので改正するものです。

以上で議案第8号の内容説明を終わります。

○議長（小野会長）

議案第8号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては規程の制定に関する案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。それでは、議案第8号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（小野会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（小野会長）

挙手なしということですので、議案第8号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

◎閉会宣言

○議長（小野会長）

以上で本総会に提出された議案の審議は全て終了しました。
これをもちまして、第34回総会を閉会します。